

(別紙 1)

## 第 30 回えひめの森林・林業写真コンクール事業実施要領

### 1 事業の目的

愛媛県内の森林の織りなす自然美、林業生産活動及び山村社会の生活等に関する写真を募集し、コンクールを実施することにより、森林・林業や緑の大切さについて、県民の意識の高揚を図る。

### 2 主催等

- (1) 主催 公益財団法人愛媛の森林基金
- (2) 後援 愛媛県
- (3) 協賛 愛媛写真家協会

### 3 事業の内容

- (1) 写真の募集
- (2) 入賞写真の選考
- (3) 表彰資材の作成
- (4) 入賞作品の表彰
- (5) 入賞作品展示会の開催

### 4 応募内容

#### (1) 募集する題材

募集する題材は、森林、林業、緑に関するものとし、県内の森林・樹木（自然風景）、林業（風景、生活、人物）など森林や樹木の美しさ、山村の風景や生活、林業に従事する人々の表情などを表現したもの。

#### (2) 応募資格

住所、年齢、プロ、アマの別など一切問わない。

#### (3) 作品の規格等

##### ①プリント作品

ア 4つ切り（254mm×305mm）またはワイド4つ切り（254mm×370mm）もしくはA4サイズのプリント（カラー、白黒は問わない）

イ 台紙は不要。組写真可。

ウ 作品の裏面に別記応募票を貼付し、郵送又は持参のこと。

#### (4) 応募期間

令和6年7月1日から令和6年12月9日まで

#### (5) 作品の問い合わせ先

公益財団法人愛媛の森林基金

#### (6) 作品の受付先

公益財団法人愛媛の森林基金（県庁森林整備課内）

(7) 応募上の注意

- ア 応募作品は、愛媛県内で撮影した自作、未発表(類似作品も含む)のものに限る。
- イ 他人名義での応募は無効とする。
- ウ 1人何点でも応募可。(但し、同じ様な構図での複数応募は控えること)
- エ 応募作品の著作権・著作権は主催者に帰属し、以後作品は様々な分野に活用する。
- オ 応募作品は返却しない。
- カ 人物が被写体の場合、本人の承認を得ること。(肖像権侵害等の責任は負いかねる)
- キ 入賞作品については、入賞通知後、ネガ又はポジフィルム、デジタルカメラの場合はデータ (JPEG 形式・記憶媒体は CD) を提出すること。指定期間内に提出されない場合は、入賞を取り消すことがある。

5 作品の募集

作品募集のチラシ等を作成し、官公庁、森林組合を通じて周知する。

6 表彰

(1) 選考方法

公益財団法人愛媛の森林基金が設置する同コンクール事業実行委員会において、応募作品の中から入賞作品を選考する。

(2) 表彰内容

理事長は入賞者に対し次の賞状及び賞金等を授与する。

なお、最優秀賞については、令和7年度の愛媛県植樹祭で表彰する。

区 分	賞金等
最優秀賞	1点 賞状、賞金5万円
優 秀 賞	1点 賞状、賞金3万円
佳 作	1点 賞状、賞金1万円
入 選	全応募作品の中から5点程度 賞状、商品券5千円

※ 学生が最優秀賞等に選考された場合は賞金と同額程度の図書カードとする。

(3) 入賞作品は、(公財)愛媛の森林基金の出版物で発表するとともに、各種広報用写真として使用する。

[別記]

えひめの森林・林業写真コンクール応募票			
(よみがな) 作品名			
撮影場所		撮影年月日	
住 所 (電話番号)	〒  (TEL - - )	氏 名 (ふりがな)	
職業		作品の コメント	

応募票記載事項

- ① 作品名 (ふりがな)、②撮影場所 ③撮影年月日、④住所 (電話番号)、
- ⑤氏名 (ふりがな)、⑥職業、⑦作品のコメント